

分類	質問内容	委員・市町村	回答	参照資料
被ばく線量	250mSvまでは25とか50単位で細かく人数を記載しているのに、250以上は、超え、としているだけで、穿った見方をすれば被ばく線量を小さく見せようとしている、とも捉えかねません。250超えの原因を究明することはもちろん、細分して表示することで、被ばく低減化のための資料となるものと思います。	西村委員	○250mSvを超える社員6名の線量は、310.97mSv、352.08mSv、360.85mSv、477.01mSv、645.54mSv、678.80mSvで、毎月度に厚労省に報告の分布表では、具体的な数値を示しているのは最大値として678.80mSvのみです。各人の線量につきましては、弊社の事故調査報告書及び、線量限度超えの事象として、原因と対策を取り纏めた報告書で公表してきたところです。6名とも、後の評価でわかった内部被ばく線量が多かった（いずれも200mSv以上）ことに起因しています。当時、反省を踏まえ、当該報告書に取り纏めた各種の対策を実施し、その後の被ばく低減、管理に反映してきているところです。	○「福島原子力事故報告書」(H24.6.20) <a href="http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1205628_1834.html">http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1205628_1834.html</a>  ○「福島第一原子力発電所における緊急時作業に従事した放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る改善」(H23.8.12) <a href="http://www.tepco.co.jp/cc/press/11081205-j.html">http://www.tepco.co.jp/cc/press/11081205-j.html</a>
作業従事者の被ばく線量の状況	資料表記の「協力企業」とは、どこまでの会社なのか。下請会社等の作業員が含まれていない場合は、当該作業員の被ばく管理は誰がどのように行っているのか教えて欲しい。  今後、がん検診、白内障検査を継続していく上で、その結果についても、一般成人の結果と比較しどうであるかを含め公表いただきたい。	いわき市	○元請企業及びその下請会社等、弊社社員を除く全ての作業者を含んでいます。（官庁の方などは除く）。 ○作業員の被ばく管理については、法令上（※）、当該作業員の事業者（雇用主）による実施義務があるとともに、一部については、原子炉設置者である弊社の実施義務も課せられています。具体的には、各協力企業あるいは統括する立場の元請企業が自社作業員の線量の測定や評価を行い、弊社は、各元請企業等から線量の報告を受け、線量限度を超えない管理や線量の記録などを行っています。また、現場作業の実施に対しても、元請企業及び弊社の作業主管により作成される放射線管理計画について弊社の放射線管理部署が確認を行い、必要な指導・助言後に作業が実施される仕組みとなっています。 ※電離則：事業者（雇用主）は、自社の労働者の線量測定や記録、線量限度を超えないことなど被ばく管理を行うことが規定されている。 ※実用炉規則：原子炉設置者による線量限度管理や記録などが規定されている。 ○緊急作業に従事された作業員の方々の健康診断の結果については、指針に基づき、厚労省による、線量や健康診断結果等を蓄積する為のデータベースに、長期に渡って登録されていくこととされています。当社におきましては、事業者（雇用者）として自社職員を対象とした健診結果の把握、健康管理に役立てていくこととなりますが、現段階では、自社員のデータについて一般集団との比較等の調査計画はございません。今後、厚労省のデータベースの取扱い（疫学調査等への活用も想定されている）の動向に従いこれに必要な協力をして参りたいと考えています。	○東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針 <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/fukushima/dl/02.pdf">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/fukushima/dl/02.pdf</a>

	議論の内容	進捗状況
1	<p>○高坂原子力専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白内障検査の受診について、希望者のみの受診となっており受診率が低い、希望者だけでよいのか。義務化しなくてよいのか。</li> </ul> <p>◎東京電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針においても希望者のみとなっており、当社としては受診率を高めていくように対応したい。今後は当社として、検査の案内を送付する方法の工夫をして、受診率を上げていきたい。</li> </ul>	<p>白内障検査の受診率を高める為に、今年度より、以下を行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診希望調査への未回答者に対する、本人への電話連絡による受診勧奨</li> <li>・受診希望者であって未受診者に対する、本人への電話連絡など個別の受診管理</li> </ul>
2	<p>○穴戸委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東電として、社員の健康診断をしていると思う。福島医大でも、眼底の検査もやっているが、そのような際に白内障の検査もやれば受診率向上につながるなどの工夫ができるのではないか。</li> </ul> <p>◎東京電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眼底検査については、50歳以上で受診することとなるが、産業医とも相談し、眼底検査の際に白内障検査をするなどの工夫ができるかどうかを確認したい。</li> </ul>	<p>定期の健康診断月間において、一般の社員も含めた各検査の一連の流れに白内障検査（細隙灯顕微鏡による）を組み込むことは、全体の効率面から適さないことから、別途行うこととし、そのもとでの受診率向上策をとることとしました。具体的には、対象者の多い福島地区及び本店においては、当該事業所に一定期間、検査場を開設して受診をし易くする形式をとることとしました。</p> <p>昨年度も、同形式で実施しましたが、今年度は受診率を向上させるために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査場の開設期間を長くすること。 （本店：昨年度3日間→今年度12日間、 福島：昨年度6日間→今年度7日間）</li> <li>・受診希望調査の未回答者に対する電話連絡による受診勧奨、及び受診希望者で未受診者に対する電話連絡など個別の受診管理を行うこととして対応しているところです。</li> </ul>
3	<p>○原子力規制庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく低減について、鉄板などを敷いて線量低減に努めるなど、現場でいろいろと実施していることは理解しているが、事故初期に使用した高線量のホース類などがまだ現場にある。このような物が数多く残っており、規制庁職員は線量計を持ち歩いているので線量の高い箇所が分かるためまだ良いが、東京電力が公表している線量マップだけではわからない。作業員は担当エリアの線量を把握しているかとは思いますが、そうは言ってもこのような場所は危険なので、高線量のものは可能な限り撤去すべき。これからの長い作業を考えると、計画的に4m盤だけでなく10m盤についてもガレキや高放射性物品を撤去することが重要と思う。</li> </ul> <p>◎東京電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、計画的に被ばく低減に努めていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10m盤に関しては平成26年1月末を目途に、まずは廃車両の撤去を実施する計画。また4m盤についても、汚染地下水の港湾への流入防止対策として4m盤の一部をフェーシングする予定であり、その工事の一環として4m盤のガレキ撤去を平成26年1月から開始する予定。</li> <li>・1～4号機タービン建屋内に事故初期に敷設したホースについては、社員による現地調査（本数、行き先、表面線量率）が終了し、撤去工事の発注手続き中。</li> </ul>